

会 議 概 要 報 告

1. 会議の名称	令和 6 年度第 1 回 潟上市水道水源保護審議会
2. 開催日時・場所	令和 6 年 12 月 26 日（木）10 時 00 分～10 時 30 分 潟上市役所 2 階 第 3・4 会議室
3. 委員等の人数	10 人
4. 出席委員等の人数	6 人
5. 議題	(1)水源保護地域の指定解除について
6. 傍聴者の数	0 人
7. 会議資料の名称	水源保護地域の指定解除について【諮問】 ・資料 1. 潟上市水道水源保護地域指定図 ・資料 2. ヘキサダイアグラム（水質分析結果） ・資料 3. 潟上市水道事業配水系統図
8. 会議の概要	天王児玉浄水場建設により統廃合を行った天王二田浄水場の二田水源、天王一向浄水場の一向水源、天王羽立北野浄水場の羽立北野水源、及び旧追分浄水場の追分水源の計 4 箇所の水源地の水 源保護地域の指定解除について諮問し妥当との 判断になりました。

第 1 回水道水源保護審議会 会議録

令和 6 年 12 月 26 日 木曜日 10:00～10:30

事務局	【 1 . 開 会 】 それでは定刻になりましたので、はじめさせていただきます。本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。 会議に入る前に皆様に配布されております本日の資料の確認をいたします。まず 1 つ目が次第で、2 つ目が諮問書で水源保護地域の指定解除についてと記載しているものです。続きまして資料 1. 潟上市水源保護地域指定図です。続きまして資料 2. ヘキサダイアグラムが表示されております。続きまして資料 3. 配水系統図となっております。よろしいでしょうか。 それでは令和 6 年度第 1 回潟上市水源保護審議会を開会いたします。 はじめに会長より挨拶を申し上げます。
会長	【 2 . 会長あいさつ 】 ありがとうございます。簡単ですがご挨拶の方をさせていただきますと思います。皆さんもニュース等でご存知だと思いますけど、PFAS(ピーファス)といわれる有機化合物に関する水道水源汚染というのは、非常に問題となっているかと思います。我々住民にとっての水道水源は重要なインフラだという認識はみな同様だと思います。その点で本審議会は、潟上市の持続可能な水道水源の維持に重要な役割をもっていると思います。本日は水源の保護を解除という議事になっております。ご不明な点を含めて、忌憚のないご意見ご質問をいただければなと思いますのでよろしくお願いいたします。
事務局	【 3 . 委員欠席者の報告 】 ありがとうございました。続きまして、本日の欠席者を報告いたします。現在のところ 4 名が欠席となっております。従いまして、

	出席委員は 10 名中 6 名ですので、委員の半数以上の定員数に達しております。このため本審議会は成立いたしますことを報告します。この後議事に入りますが、議長については潟上市水道水源保護条例第 16 条により会長が務めます。それではよろしくお願いします。 【 4 . 議 事 】
会長	はい。それでは議事を進めたいと思います。本日の審議会は水源保護地域の解除についてを議題とします。審議会で話し合った結果を答申として市へ提出し、それを市が判断して決定するという事になります。それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。おはようございます。本日はよろしくお願いします。座って説明させていただきます。では始めに前回の令和 5 年 10 月 26 日に開催しました審議会内容について確認したいと思います。前回の審議会は水質検査についてと水源地の現地確認についてでした。 資料 1.をご覧ください。 本市では、「潟上市水道水源保護条例」に基づき、水源の水質水量の保全を図るため、各浄水場の周囲半径 200m から 900m の範囲で水源保護地域に指定しております。現在、本市では計 8 箇所の水源保護地域が指定されております。内訳としましては、現在、今年度 5 月から本格的に稼働し水道水を供給しております天王児玉浄水場の天王児玉水源を含む計 4 箇所、廃止済みであります旧追分浄水場の追分水源と天王児玉浄水場建設に伴い統廃合を行いました天王一向浄水場の一向水源、天王二田浄水場の二田水源、及び天王羽立北野浄水場の羽立北野水源の 4 箇所となっております。 資料 2.をご覧ください。 前回の資料と同様になりますが、各浄水場における「水質検査」に基づくヘキサダイアグラムになります。今一度説明いたしますがこれは、地下水流動や水質の形成の要因、水質形成進化などについて

て明らかにする場合、単純に各溶存成分の濃度を数値だけ比較するよりもこれらの値を図形で示すことによって、水質の違いを視覚的に判別しやすくなり、結果、水の流れ、海水、河川水などの地下水への混入の有無や度合いを知る手がかりになる有効な方法となります。

前回、事務局では、ヘキサダイアグラムより天王児玉浄水場の天王児玉水源は統廃合した天王二田浄水場の二田水源ほか3水源は異なる特徴を持った水質であるとの推測を述べました。そして会長の補足説明と見解を伺い、その後委員の皆様へ今後の水源保護地域指定検討の参考として水源池を実際に確認していただきました。

資料3.をご覧ください。

参考資料となりますが、現在の配水の系統図になります。浄水場が5箇所稼働しておりますので、各浄水場が潟上市内のどの範囲へ配水しているのか確認出来ます。

それでは今回の議題であります「水源保護地域の解除について」の説明をいたします。事務局より諮問いたしますのは、天王児玉浄水場建設により統廃合を行った天王二田浄水場の二田水源、天王一向浄水場の一向水源、天王羽立北野浄水場の羽立北野水源、及び旧追分浄水場の追分水源、計4箇所の水源地の水源保護地域の解除であります。これらの4箇所の水源は、現在浄水場は稼働しておらず取水もしておりません。

また、水源保護地域の指定解除を諮問した4箇所は、現在の土地の使用状況や今後の状況からすると、指定を解除するにあたり水質保護の観点からは影響は少ないであろうと判断したところであります。

先ほど今後の使用状況を述べた件ですが、水源の保護及びかん養に影響の可能性がある事務局で想定する行為については、廃棄物処理業（産業廃棄物と一般廃棄物）、砂利採取業、宅地開発、砂利等土地埋め立て行為などがあります。

これらの行為につきましては、それぞれの法や条例に基づき、環

	境保全や災害防止を目的とした審査が行われておりますが、「水源保護地域」外であっても、許可権者である県及び市の担当部局と連絡を密にし水質の保全を図るようにしていきます。 以上で説明いたします。
会長	皆様のご意見をいただきたいと思います。皆さんから意見とか質問等ありましたらお願いします。
会長	それではちょっと私の方から簡単に補足といいますか、説明させていただきます。事務局からの説明を基になんですけども、前回問題になったのは、使っていないからといって、今後地域を解除する事によって、今使われているところの水源に何らかの悪影響を与える可能性が無いのかということで、単純に使用されていないから解除していいのかという問題がありました。その点については事務局に戻してから検討していただいて、問題は無いのではないかという結論に至ったというような判断されたという事ですので、この地域の水源保護を解除をするという事に疑問点がないかどうかを検討するという事になります。 なかなかヘキサダイアグラム等の問題は研究とか行政ではよくでてくると思うのですが、水質を使用しての評価というのは、聞けることはないと思います。もう少し補足説明しますと、まずは今回 2 箇所の新設と廃止に伴い、その周辺の地域を解除するという事なんですけども、天王児玉水源地の周辺の解除については、資料 2.を見ていただけたらと思います。P1 の左下にあるのが新設された天王児玉浄水場のヘキサダイアグラムです。左側は陽イオンです。ペットボトルに書かれている成分の項目だと思ってください。ですのでナトリウムとカリウムとかカルシウムとかマグネシウムといわゆる硬度と言われると、皆さん聞いたことがあると思うのですが、そういったイオンに関するものの成分の濃度で右側がそれに対応する陰イオンという事で、プラスとマイナスに対応するイオ

ンという事ですね。例えば陽イオンのナトリウムとカルシウムには陰イオンの塩素イオンが対応し、各イオンの比率をこの図に示したもののなんです。資料 2.で見ると天王児玉浄水場はこういう形を持った水質ですよというのを示した図です。なのでこの水質と同じであれば、同じ水質の水源だというような判断になります。この形状を見た上で右側の赤枠で囲った今回廃止する水源の水質を見ると全く違いますよね。全くといいますか、少し強調してますけど形状が違っているので、水質的に違いうだろうという事は水源も違うという事なので、仮に何か影響があった場合でも、異なる水源なので、この周辺を解除しても問題ないじゃないかという事がまず考えられます。ただ、地下水というのはどのように流れているかわからないというのもあるので、長期的に影響を与える可能性もあります。そういった影響を与える可能性としては、地下水も高いところから低いところに流れる川と一緒に、上流から下流に向かって流れていくので、天王児玉浄水場がその周辺の浄水場よりも高いところに位置していれば、解除しても流れてこないですよ。このような意味もあって実際に地下水位に関しては資料 1.に地下水位と書いてますが、新設した天王児玉浄水場は 2.42m という事で、周辺よりも高いという事がわかります。ですので地下水位的に見ても上流地点にありますので、周りを廃止にしても（何らかの影響が）長期的に流れていくという事も考えにくいだろうという事なので、水質も違うし地下水も高いので、今回は指定を解除してもいいのでは無いかという、事務局のお考えです。

ここまでよろしいですか。

そしてもう 1 つの解除をする追分水源地ですが、こちらが協議しなければならないという事で、前回、前々回の審議会では話をしました。追分水源地の水質に関しては、資料 2.を見ていただくとわかるのですが、左の真ん中あたりに旧追分浄水場の水質を表しているヘキサダイアグラムです。それと近傍の昭和浄水場は直感的に見て天王と似てます。なのでこれらは、同じ水源なのではないのかと

考えられます。先ほど申し上げた、川の上流下流の話をもう一度考えると、この旧追分浄水場というのは資料 1.を見ていただくとわかるのですが、昭和浄水場やその他天王の浄水場と比べて高い位置にあります。10.711m という地下水位になります。それだけ追分水源地は上流側にあるという事になります。何かあった時に影響が下流に及ぼす心配はあるという事です。あくまでも心配です。なので追分水源地の指定解除についてはよく検討しないといけないという話でした。前回もそのような話をしました。ただし、指定解除するにあたって、先ほどの事務局の説明にありましたけど、条例では水質に影響を及ぼす可能性のあるその事業等というのが、廃棄物処理業、砂利採取業、宅地開発とかその他に関連する行為で、土地の表面を攪拌するという行為の事です。ですが、条例でも規定していますし、仮に追分水源地の指定を解除したとしても、そこで廃棄物処理業が行われる砂利採取業が行われるという事は考えにくいと考えられます。なぜかという、この資料を見ていただけるとわかるのですが、ほとんど宅地であり、すでに住宅密集地です。ですから今アパートとか宅地が立っていて、そこが全部取り払われるような大規模な開発等が行われるのは考えにくいです。仮に行われたとしても先ほど言ったように、ストップをかけるような体制が条例にありますし、あとは県や市の許可に対する対応をして、事前に情報がきて、影響を与えるのかどうかというのを判断できますので、先ほど言った上流下流の問題があるにしろ解除しても問題が無いのではないかという事です。

よろしいですか。今の説明でご理解いただけましたか。もしご不明点があれば、この場で教えていただければと思います。

ございませんか。他に何かこういう懸念もあるんじゃないか等があるのであれば、言っていただきたいと思います。私なり、事務局の方で回答したいと思います。

そうですね。では市の方はすでに認知してますので、県の方からそのような関係で懸念事項とかありましたらお願いします。

委員	今回は保護地域の廃止という事ですが、今使用している新しい水源というのは量的には問題無いですか。予備水源といった考え方はというのはありますか。もしも残すような事はあるですか。
事務局	今使用している新しい水源については、水質も水量も問題無く稼働している状態なので、今のところ予備水源は考えていません。
委員	もし予備水源のような考え方あるとすればその周辺も解除すべきではないというところもあるんですけども、そういう懸念がないとすれば、問題無いのかなというふうに思います。
会長	ありがとうございます。他にございませんか。関係するところでご自身の立場であったりとか関係の中で心配があるというのはございませんか。
委員	条例の事を私知らなかったのので教えていただきたいのですが、この中でも産廃物処理業だとか、うちの保健所の方に相談や届け出のある事業が、条例対象に含まれてるとの事ですが、保健所に申請が来るわけじゃないですか。その情報というのは潟上市さんに情報がいく形になっていないと思うのです。事前に業者さんが事業を行う時に、潟上市さんはどのようにして情報を得ているのかがわからなかったの、ちょっと視点が違うのですけども、教えていただければと思います。私が来る前や、この条例を作るとかの時に、例えばこの地域で廃棄物処理用の許可を取る場合には、潟上市に通知するような書き物とかはありますか。
事務局	今の廃棄物といいますか、一般廃棄物の方は市の許可があって、産業廃棄物は県の許可があると、把握しています。その辺のやりとりというのは、水道の方が関係ないとしても、今地域づくり課で担

	当しているので、その辺のやり取りというのは必ずありますよね。
委員	これを見ると、産業廃棄物と処分する事業で、産業廃棄物は県の方に事業者さんも相談に来る訳ですよね。通常のルートだと、手続きをしてそのまま許可を出すという事になるので、潟上市さんには通常は通知しないです。
事務局	意見書とかはないのですか。
委員	それはないです。焼却炉を作ったりする場合は、市町村の照会したりするんですけど。通常の瓦礫を破壊するだとか、プラスチックを破壊するだとか、そういう施設を作るという場合は特に市町村さんと協議だとか通知だとか、そういうものを行っていないので、そのあたりどのように情報を共有しているのかなというのが疑問と いいますか、お聞きしたところです。
事務局	そうすれば申し訳ないのですが、こういった申請あった際は情報提供をいただきたいです。
会長	非常に重要なコメントだと思いますのでありがとうございます。それが無ければ事後の話になってしまうと思いますので。ありがとうございました。 あと他のお気づきの点はありませんか。採決に移ってもよろしいですか。
委員	はい。
会長	それでは、採決をとりたいと思います。潟上市水源保護地域の指定解除について賛成の方は挙手をお願いします。

会長	わかりました。出席委員全員の賛成という事で挙手をいただいたという判断をしたいと思います。
会長	それでは以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。このほかに何かございましたらこの場を借りて言っていただけたらと思います。特にございませんか。なさそうですのでこれで事務局に進行をお返しします。ご協力ありがとうございました。 【５．閉 会】